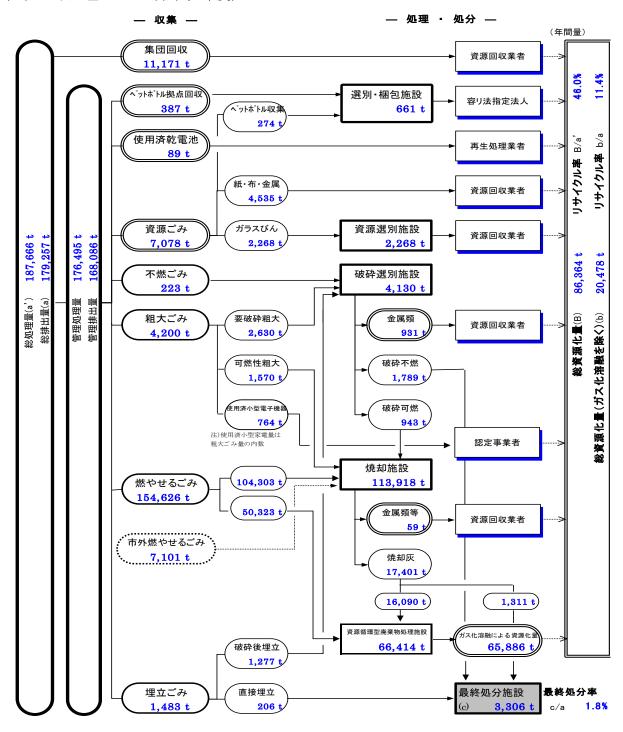
第4章 ごみ処理事業

1 概説

「倉敷市一般廃棄物処理基本計画(平成21年度策定、平成26年度改定)」に基づき、 1.生産・消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制、2.環境教育の充実、3 .廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理を基本理念に、廃棄物の減量化・資源化が 最も推進された「環境最先端都市」の実現を目指し、ごみ処理事業を推進している。

(1) ごみ処理フロー(令和元年度)



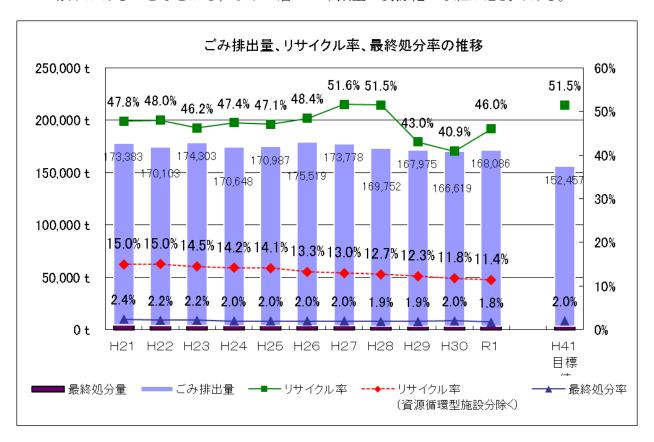
(2) ごみ処理の状況

本市の一般廃棄物(ごみ)排出量は、増減を繰り返しながらも徐々に減ってきている。 令和元年度の排出量は168,086 tで、前年比0.9%増加した。

ごみの減量・資源化及び適正処理を確保するため、従来の4種分別(可燃ごみ・不燃 ごみ・粗大ごみ・使用済乾電池)を改め、平成11年度から資源ごみ(紙・布・金属・ びん類)とペットボトル拠点回収を加えた5種14分別収集(燃やせるごみ・埋立ごみ ・粗大ごみ・使用済乾電池・資源ごみ・ペットボトル)を全市域で開始した。また、平 成21年度10月からペットボトルのごみステーション収集、平成26年1月から使用 済み小型電子機器のピックアップ収集を開始した。

ごみ処理の状況については、平成17年度からの資源循環型廃棄物処理施設の本格稼動により高いリサイクル率を維持しており、令和元年度のリサイクル率は46.0%であった。また、各清掃工場の焼却灰を埋め立てるのではなく、資源循環型廃棄物処理施設でリサイクルすることで、最終処分率は1.8%と低水準を維持している。

しかし、資源循環型廃棄物処理施設分を除いたリサイクル率は11.4%と低水準であること、ごみの排出量が依然高水準で推移していること、埋立処分場の残余年数にも限りがあることなどから、より一層のごみ減量・資源化の取組が必要である。



2 収集

(1) 家庭ごみ

適正処理を確保するため、燃やせるごみ・資源ごみ・埋立ごみ・粗大ごみ及び使用済乾 電池の5種14分別収集を基本としている。

<5種14分別収集>

	分別区分									
		収集方法(※)								
大分類(5種) 小分類(14分別				類(14分別)						
1	燃やせるごみ	1	!	燃やせるごみ						
		2	2	空き缶・金属類						
		3		無色透明のびん						
		4	びん類	茶色のびん						
	資源ごみ	5		その他の色のびん	フニーション川の生					
		6	古紙類	新聞紙•広告	ステーション収集					
2		7		雑誌•雑紙						
		8		ダンボール						
		9		紙パック						
		10		古布類						
		11	ペットボトル		ステーション収集・拠点回収					
3	埋立ごみ	12	埋立ごみ		フニーション川の佳					
4	使用済乾電池	13	使用済乾電池		使用済乾電池		使用済乾電池		ステーション収集	
5	粗大ごみ	14		粗大ごみ	戸別収集					

※ 市施設への直接搬入も可

<その他の収集(主なもの)>

特定家電品	家電リサイクルルート
使用済小型電子機器	使用済小型電子機器リサイクルルート
廃食用油	拠点収集(一部地区)

① ごみステーション収集

家庭ごみの収集は、ごみステーション方式を基本としており、令和2年4月時点の ごみステーション数は5、535ヵ所(倉敷2、568ヵ所、水島925ヵ所、児島 1、007ヵ所、玉島731ヵ所、船穂79ヵ所、真備225ヵ所)で、燃やせるご みは週2回、資源ごみ・埋立ごみは各々月1回、使用済乾電池は燃やせるごみ・資源 ごみ・埋立ごみの各収集日に収集している。(真備地区は、燃えるごみ週2回、燃え ないごみ・資源ごみ各々月1回)なお、平成13年度からは、粗大ごみを有料戸別収 集方式に移行(「② 粗大ごみ戸別収集」の項を参照)した。

また、収集は直営及び委託で行っており、平成13年度から玉島地区、平成14年度から児島地区、平成17年度から水島地区、平成25年度から倉敷地区の一部を民間委託している。

一部地区では、各拠点において廃食用油の回収 (※) を実施している。

(※) 廃食用油の回収

各家庭から出た廃食用油(使用済み食用油)を倉敷市環境衛生協議会(市民ボランティア)が 回収拠点を設け、原則月1回の回収を実施。令和元年度は委託業者が20,670%の廃食用油を回収 し、倉敷市リサイクル推進センター内の廃食用油燃料化プラントで10,795%の軽油代替燃料(バイオディーゼル燃料)を精製し、市の公用車に供給している。

② 粗大ごみ戸別収集

平成13年4月の特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)の施行を機に、粗大ごみ収集は月1回のごみステーション収集から電話等での事前申込みによる戸別収集に切り換えた。

あわせて、サービスの公平化、減量・リサイクルの意識向上等の面から、粗大ごみ 処理手数料を徴収(直接搬入も有料)し、徴収方法は、粗大ごみ収入証紙(粗大ごみ 処理券、シール式)の販売によることとした。(粗大ごみ処理手数料については、導 入から5年を経過した平成18年度に、倉敷市廃棄物減量等推進審議会での審議、承 認を経て、据え置きとした。)

個別収集の電話受付業務及び収集運搬業務は、民間委託している。

③ ふれあい収集

平成25年4月に倉敷市ふれあい収集実施要綱を制定し、高齢者や障がい者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行う「ふれあい収集」を開始した。

令和2年4月現在,101世帯の収集を行っている。

④ リサイクル関連法への対応

ア ペットボトル (容器包装廃棄物) の回収

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(通称「容器包装リサイクル法」)に基づき、本市ではペットボトルについて、倉敷市リサイクル

協力店(令和2年4月現在 96店舗)での拠点回収,平成21年10月からごみステーションでの回収を行っている。

イ 家電リサイクル法

平成13年4月の「特定家庭用機器再商品化法」(通称「家電リサイクル法」)の施行に伴い、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の対象4品目については、メーカーにリサイクルが、小売店には収集運搬が、また、排出者にはそれらの費用負担が義務づけられた。また、平成21年度4月の同法一部改正に伴い、特定家電品として、上記4品目に衣類乾燥機、薄型(液晶・プラズマ式)テレビが加わった。

家電リサイクル法対象特定家電品取扱量の推移

単位:台

年 度	H27年度	H28年度	H 29年度	H30年度	R1年度
エアコン	26	31	34	59	99
テレビ	653	593	591	640	1, 115
冷蔵庫・冷凍庫	255	330	348	367	602
洗濯機・衣類乾燥機	143	158	215	333	611
合計	1,077	1, 112	1,077	1, 399	2, 427

※家電リサイクル法の施行に伴い、平成13年度からリサイクル券納付分に限り市が収集運搬を行っている。

このことから, 市では, 家電リサイクル法のリサイクル料金を納付している場合 に限って引き取り, その収集運搬を行なうこととしている。

ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、市では平成26年1月から粗大ごみとして排出された法に定める28品目(携帯電話、デジタルカメラ、オーディオ機器等)をピックアップ(選別)し、認定事業者に引き渡している。

また、家庭で使用したパソコンについては、平成15年10月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」(通称「資源有効利用促進法」)に基づき、メーカー等による郵便局を利用した回収・リサイクルサービスが開始された。現在は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行により、市でも回収することが可能となっている。

エ 一時多量ごみ(引越しごみ,火災ごみ等)

引越しごみ等一時多量ごみについては各環境センター及び処理場への直接搬入を

お願いしている。

⑤ 事業ごみ

事業ごみは排出者責任の原則に基づいて、市処理施設に事業者自身が直接搬入するか 許可業者への収集運搬委託により処理する。

なお、事業ごみ収集運搬業許可業者については、令和2年4月1日現在118業者 に対して許可している。

3 処理

(1) 焼却処理又はガス化改質資源化処理【燃やせるごみ,可燃性粗大等】

燃やせるごみ,可燃性粗大等の可燃物は,焼却処理場で焼却処理,または,資源循環型 廃棄物処理施設で資源化(ガス化改質)処理している。焼却処理で発生した焼却灰の大半 は,資源循環型廃棄物処理施設で資源化(ガス化改質)処理している。

① 焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設 処理量の推移

(市外分(早島町・浅口市(旧金光町))を含む)

燃やせるごみ処理の状況

単位·t

_								半世.し
施設名 能力		能力	区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	水島清掃工場	300t/24h (150t/24h×2	年間処理量	73,673	73,750	89,582	96,437	85,228
	※ 1	()	1日平均処理量(1炉)	139	145	137	147	146
	倉敷西部清掃施設 組合 清掃工場 ※2	180t/24h (90t/24h×2	年間処理量	29,507	28,299	26,641	28,786	28,547
			1日平均処理量(1炉)	65	63	60	61	64
	型 資源循環型廃棄物 理 処理施設(水島エコ ワークス) ※3	/ 2411 / 3 // /	年間処理量	79,099	79,113	63,297	66,465	66,534
		(555t/24h(185t /24h ×3炉)のうち)	1日平均処理量(1炉)	92	89	77	79	81
	総社広域環境施設	/ 2411 / 2/9 /	年間処理量	7,124	6,989	7,073	5,572	5,919
	組合 吉備路クリー ンセンター ※4	- (180t/24h(90t /24h ×2炉)のうち)	1日平均処理量(1炉)	_	_	ı	_	
	市内小計		年間処理量	189,403	188,151	186,592	197,260	186,227
	合計		年間処理量	189,403	188,151	186,592	197,260	

- ※1 水島清掃工場は平成6年8月15日試運転開始。同年12月15日本稼動。
- ※2 倉敷西部清掃施設組合清掃工場は、平成10年1月5日試運転開始。同年4月1日本稼動。 処理能力 180t/24h 倉敷市持分90% 180t/24h×0.9=162t/24h
- ※3 資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス)は、平成16年11月試運転開始。平成17年4月1日本稼動。 処理能力 555t/24h 倉敷市持分(一般廃棄物等(燃やせるごみ,焼却灰,下水汚泥)) 303t/24h
- ※4 総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンターは、平成9年4月本稼動。(H17.8合併により市内施設となる。)
 処理能力 180t/24h 倉敷市持分28% 180t/24h×0.28=50t/24h

② 市外ごみの焼却処理

単位::t

						7-12-0
区分	受入施設	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
早島町	※ 水島清掃工場	3,776	3,770	3,773	3,842	3,911
浅口市金光町	倉敷西部清掃施設組合清掃工場	3,057	3,014	3,257	3,203	3,191
	合計	6,833	6,784	7,030	7,045	7,101

[※] 一部西部清掃工場へも搬入あり。

③ 焼却場ピットごみ組成分析結果

ごみ質分析結果表 (令和元年度)

	年月日)	ごみの三成分		ごみの種類別組成(乾きベース)							K 11. 25. 24. B		
施設		単位容積 重量	水分	灰 分	可燃分	紙布類	ビニール類	木・竹 ワラ類	厨芥類	不燃 物類	その他	乾燥 可燃分	低位列 (計算	
		(kg/m3)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	kJ/kg	(kcal/kg)
	H31.04.03	106	36.6	7.6	55.8	48.2	24.7	7.6	9.8	2.7	7.0	97.3	9,590	2,290
	R1.05.08	115	41.3	4.2	54.5	42.7	21.9	23.4	9.6	1.4	1.0	98.6	9,230	2,210
	R1.06.05	83	36.8	4.4	58.8	39.8	33.4	12.4	11.0	0.6	2.8	99.4	10,150	2,430
水	R1.07.03	87	25.0	9.8	65.2	53.1	21.8	13.6	6.7	1.0	3.8	99.0	11,650	2,780
島清	R1.08.08	112	33.3	11.9	54.8	31.1	28.6	23.4	5.1	5.3	6.5	94.7	9,490	2,270
掃	R1.09.05	90	36.4	5.3	58.3	36.9	40.2	17.7	2.6	0.9	1.7	99.1	10,070	2,410
工場	R1.10.02	88	37.0	6.2	56.8	40.1	23.9	22.1	7.3	1.5	5.1	98.5	9,770	2,340
	R1.11.20	57	25.2	6.3	68.5	49.3	31.4	11.4	6.7	0.4	0.8	99.6	12,270	2,930
西	R2.12.05	86	34.6	5.6	59.8	46.8	29.7	11.9	7.1	1.8	2.7	98.2	10,400	2,490
側	R2.01.08	107	28.2	10.4	61.4	26.1	31.2	29.2	4.1	3.3	6.1	96.7	10,860	2,600
	R2.02.05	90	34.2	6.3	59.5	41.2	25.3	11.0	21.1	0.0	1.4	100.0	10,350	2,470
	R2.03.04	111	28.6	7.3	64.1	64.6	17.4	9.9	5.0	1.0	2.1	99.0	11,360	2,720
	平均	94	33.10	7.10	59.79	43.32	27.45	16.13	8.00	1.65	3.41	98.34	10,433	2,493
西	R1.05.20	96	39.1	4.8	56.1	37.9	30.5	17.1	11.4	1.4	1.7	98.6	9,590	2,290
部清	R1.08.13	89	41.1	5.4	53.5	56.0	30.6	6.1	5.7	0.0	1.6	100.0	9,050	2,160
掃	R1.11.15	78	43.1	6.4	50.5	42.3	30.0	11.6	12.0	2.2	1.9	97.8	8,430	2,010
工場	R2.02.25	102	41.7	3.9	54.4	47.6	28.7	2.0	18.0	0.3	3.4	99.7	9,200	2,200
~///3	平均	91	41.25	5.12	53.62	45.95	29.95	9.20	11.77	0.97	2.15	99.02	9,068	2,166

(2) 再資源化処理【資源ごみ,使用済乾電池,ペットボトル】

① 資源ごみ

ごみステーションで回収した紙・布・金属・びん類は、収集車両で再生資源事業者の 事業所に直接搬入し、再資源化処理をしている。

なお、びん類については、市資源選別所で選別し、再資源化事業者へ引き渡している。

② 使用済乾電池

再資源化事業者へ委託し,再資源化処理をしている。

③ ペットボトル

収集後,業者委託で選別・圧縮・梱包を実施し,容器包装リサイクル法指定法人へ引き渡し,再資源化処理をしている。

(3) 破砕選別処理【粗大ごみ等】

① 粗大ごみ(複合製品を含む)

粗大ごみ処理場で破砕後,鉄・アルミ・可燃物・破砕残渣に選別し,鉄・アルミは再 生資源業者へ引き渡し,可燃物は焼却,破砕残渣は埋立処理している。

ただし、粗大ごみの性状によっては、直接に資源化、焼却、埋立てしている。

東部粗大ごみ処理	里場			単位:t
年 度	R1年度		鉄 類	731
稼働日数(日)	265		アルミ等	27
稼働延時間(h)	1,000	搬出	破砕可燃	943
搬入量	3,208	量	破砕残渣	1,655
破砕処理量	3,430		その他 ※	17
1日平均破砕量	12.9t/日		搬出量計	3,373

吉備路クリーンセンター(真備地区分)							
年 度	R1年度	R1年度					
稼働日数(日)	-		アルミ等	12			
稼働延時間(h)	-	搬出	破砕可燃	-			
搬入量	278	出量	破砕残渣	134			
破砕処理量	-		その他 ※	59			
1日平均破砕量	_		搬出量計	290			

※「その他」は、破砕機にかけないモーター・ラジエーター等

(4) 埋立処分【埋立ごみ, 焼却灰等】

① 埋立ごみ

最終処分場へ直接埋立てしている。(分別排出の状況等により,破砕後,埋立処理を 実施しているものもある。)

施設別埋立処分量の推移	

単位:t

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	備考
井津井最終 処分場	埋立ごみ,破砕残渣	-	-	=	-	-	※ 1
主 如目 <i>如</i> 4n	埋立ごみ,破砕残渣	2,158	1,906	1,814	2,053	1,861	
東部最終処分場	焼却残渣	694	699	649	798	708	
23.00	計	2,852	2,605	2,463	2,851	2,569	
船穂町不燃 物処分場	埋立ごみ	13	13	13	12	1	※ 2
真備町不燃 物投入場	埋立ごみ	0	0	0	0	0	
総社市一般	破砕残渣	182	179	166	143	134	
廃棄物最終	焼却灰	801	756	764	645	606	
処分場	計	984	935	930	788	740	※ 3
合計	埋立ごみ, 破砕残渣	2,354	2,098	1,993	2,208	1,995	
	焼却灰	1,496	1,455	1,413	1,443	1,314	
	計	3,849	3,553	3,406	3,651	3,310	

^{※1} 井津井最終処分場は、平成15年3月をもって埋立を終了した。

^{※2} 船穂町不燃物処分場は、平成31年3月をもって埋立を終了した。

^{※3} 真備町不燃物投入場への搬入を停止し、広域環境施設組合として、真備町分を総社市で最終処分している。

4 適正処理施策

(1) ごみ袋の透明化

平成8年10月1日から、ごみの減量、分別の徹底、収集時やごみ処理施設等での事故防止を目的にごみステーションへの持ち出し、市施設への直接搬入を問わずごみ袋の透明化を実施している。ごみ袋の規格は次のとおりで、条件に合えばスーパー等の買物袋(レジ袋)の使用も認めている。

- ア 無色透明又は半透明のポリエチレン製
- イ 着色料を含まない
- ウ 90リットル以下

(2) 事業ごみ処理手数料の改定

平成8年度まで、可燃物は無料、不燃物については搬入車両の最大積載量によって処理手数料を徴収していたが、平成9年4月1日からは、事業ごみについては、可燃物、不燃物にかかわらず一律に600円/100kg(100kg 未満は切り上げ)とした。

その後,定例的に少量を持ち込む事業者に配慮し,平成9年11月1日から120円/20kg,平成10年4月1日から60円/10kg,平成13年4月から90円/10kg,平成18年4月からは130円/10kgに改定した。

平成24年度には、処理手数料について審議し当面は据え置くことになったが、消費税率の改正に伴い、平成26年4月1日から133円/10kgに、令和元年10月1日から136円/10kgに改定した。

(3) 市ごみ焼却処理施設での紙類原則焼却中止

平成10年4月1日から、事業ごみの減量とリサイクルの徹底を目的に、事業ごみの うち、リサイクル可能な紙類については市ごみ焼却処理施設での受入れを中止した。

(4) 不法投棄対策

平成13年4月,環境衛生課に「不法投棄総合窓口」を設置し,郵便局など関係機関との連携や廃棄物適正処理推進員制度の導入など,監視体制の強化を図っている。平成13年6月には「倉敷市廃棄物不法投棄対策方針」を策定。関係部署により「廃棄物不法投棄対策連絡会」を設置した。この連絡会を活用し、関連部署間の調整を図り、情報の収集、通報の受付、廃棄物の回収等を実施している。

(5) 災害ごみ処理

平成16年8月から10月にかけて、相次いで本市に接近した台風(16号、18号、23号)による被災で、大量の廃棄物(約2万3千トン)が排出され、環境の悪化と生活基盤に支障をきたしたため、これら廃棄物の収集により被災地の生活環境の保全と、適正処理による資源化を図った。

この経験を教訓に、市民、事業者、市の役割を明確にするとともに、水害廃棄物のより迅速かつ適正な処理を実施するため、平成18年2月「倉敷市水害廃棄物処理計画」を策定した。

平成23年3月には東日本大震災による災害ごみの処理のために、平成28年5月には熊本地震により発生した災害ごみの処理のために職員を派遣した。

平成29年2月には、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的 として、「倉敷市災害廃棄物処理計画」を策定した。

平成30年7月豪雨においては、真備地区を中心に甚大な被害に見舞われた。それに伴い大量の災害廃棄物等が発生したが、その処理については第9章に記す。